

主 文

再審査請求人らの本件各再審査請求をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人A（以下「請求人Aという。」）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにあり、再審査請求人B（以下「請求人B」という。）の再審査請求の趣旨は、監督署長が同日付で同人に対してした同法による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人Aの祖母であり、請求人Bの叔母にあたる亡C（以下「被災者」という。）は、D所在のE会社F営業所において、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで石綿ばく露作業に従事していたという。
- 2 被災者は、同営業所を最終事業場として、昭和〇年〇月〇日付けでG労働基準局長（現：G労働局長）からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F（+）、療養否」と決定され、定期的にH病院においてじん肺及び石綿の健康管理手帳による健康診断を受診していた。
被災者は、平成〇年〇月〇日、便秘症に伴う腹痛症との診断でI病院に入院したが、入院後意識消失、心肺停止状態となり、蘇生措置が行われたものの、同月〇日、死亡した。
死亡診断書には、直接死因「心臓突然死」、直接死因の原因「不明」と記載されている。
- 3 本件は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、被災者の孫で被災者の収入で生計を維持していたとする請求人Aが遺族補償給付を、また被災者の甥で葬祭費用を負担したとする請求人Bが葬祭料の請求を、それぞれしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと

して、これらを支給しない旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人A及び請求人B（以下「請求人A」と「請求人B」を併せて「請求人ら」という。）が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人らは、それぞれ労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれらを併合して棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求（平成30年労第35号及び平成30年労第36号）をした。

5 当審査会は、上記2件の再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定によりこれらを併合した。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人
（略）

2 原処分庁
（略）

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料
（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定
（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人らは、被災者がじん肺及び石綿の健康管理手帳の交付を受けていたことから不支給処分はおかしい旨主張しているが、じん肺若しくは石綿の健康管理手帳は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に基づき、粉じん若しくは石綿にばく露される作業に従事した労働者で一定の要件に該当する者に交付されるもので、じん肺若しくは石綿関連疾患の療養を対象としているものではなく、離職後の労働者について、重度の健康障害を引き起こすものの早期発見のために健康診断などの措置が行われるものである。

この点、被災者の当該健康診断の結果をみると、死亡するまでの間において、療養を要すると判断し得る異常な結果を認めることはできず、被災者が生前にじん肺若しくは石綿関連疾患により重篤な健康障害を生じていたとは認められない。また、被災者の死亡原因について、J医師は、死亡診断書に「心臓突然死」と記載し、「心停止の原因が不明であり、蘇生後、胸腹骨盤CT、頭部CT、心電図、心エコー、血液検査など様々な検査を行ったが原因不明であった。そのため突然の心停止を診断名とした。」と述べており、K医師も「心臓突然死」は妥当な診断と考える旨述べているところ、当審査会において、一件記録を精査するも、被災者の死亡原因を「心臓突然死」とする診断は妥当なものとは判断するところであり、さらに、被災者の上記健康診断の結果及び死亡前の各検査結果からしても、被災者が重篤なじん肺若しくは石綿関連疾患を発症していたものとは認められず、じん肺若しくは石綿関連疾患が原因で被災者が死亡したものとは認めることはできない。

(2) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、被災者は、昭和○年○月○日付けでじん肺管理区分「管理3イ」との決定を受けているが、その事実をもっても、上記判断を左右する理由であると認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人らの本件各再審査請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり裁決する。